

昭和57年度名古屋大学教育学部臨床心理相談室活動報告

I はじめに

— スタッフ構成と施設の異例な事態発生 —

昭和57年度の当相談室の活動は、臨床心理系教官（教授2，助教授1，助手1，非常勤講師2）の6名，臨床心理系専攻の大学院学生の4名，大学院研究生の3名，学部研究生の14名（内新規7名），常勤的非常勤職員の1名，スーパーバイザーとして特に教室の承認をえて相談室での活動に携っている者4名，準スタッフ（学部4年次）の6名，総計38名の大家族でスタートをした。

特に，前年度から臨床系専任教官4名のもとで継続的に審議・検討していた「名古屋大学教育学部臨床心理相談室内規」を同年4月1日から施行させた（付表）。上記のスタッフも，この内規のもとで活動することが義務づけられる。この内規は教室にも報告された。

新規スタッフ（含む準スタッフ）には，池田教官が担当して「臨床棟入門講義」（Kursus）を半期（6カ月）間にわたり，毎週火曜夕方から行った。テキストとしては，前田重治著『心理面接の技術——精神分析的な心理療法入門』（慶応通信，昭和51年刊）が用いられた。

このように，新しく改訂された内規のもとで，順調に相談室での活動が開始されていった。

ところが，夏休みを迎える直前になって，異例な事態が生じるようになった。臨床棟屋上に，教育学部の建物新営工事が9月から着工されることに伴い，臨床棟内の教官研究室をはじめとした壁面の補強工事が必要であり，工事に伴う騒音のみならず，足場工事のため棟内立ち入り不能の事態が生じるという問題が，現実には発生した。ある程度は事前に予想されていたこととはいえ，実際に工事が始まり，工事が進行していくにつれて，とても相談活動が円滑にすまないことが判明してきた。さらに11月末には，折からの熱帯性低気圧通過に伴い大きな雨漏りの事態も発生し，遊戯治療室は水浸しになった。

相談室スタッフのケース会議では，事前に，あるいは途中でその都度従来どおりの規模で相談活動を継続することが確認され，事態に対応していった。幸い丸井前学部長をはじめ教育心理学科，教育学部ならびに事務部のご理解とご支援によって，9月早々から本館内小会議室を相談室受付事務室・来談者待合室・院生研究室および担当者待合室として，教育学科教官室（214室）を面接室として，教育心理学科第3倉庫を心理検査室兼面接室

として，同非常勤講師室（202室）を村上英治・池田両教官の研究室として使用することが認められた。また休養室（118室）を女子更衣室として，使用することも了解された。最大の難問は，自閉児等の幼児・児童の遊戯治療室をどのように確保するかであった。これらの障害児は一寸した場所の変化，物理的構造の変化，心理的雰囲気の変化に敏感に反応する。したがってこれら障害児の遊戯治療室がどうあるべきかについては，全スタッフにとっても真剣に取り組むべき貴重な体験学習になった。結果的には，学部の予算措置によって，十分とはいえないが，本館北側の中庭に，プレハブ（レンタル）1棟を臨時に設置することが認められた。あわせて，臨床棟内電気生理検査室の脳波計等の機器の収納庫兼倉庫として，もう1棟プレハブ（レンタル）を設置してもらうことも認められた。また冬場の暖房として，プロパン用の温風機設置も予算措置が講じられた。

以上の仮施設のもとで，57年度後期の相談活動は，全学部を挙げての物心両面にわたるご協力とご支援によって，一応大過なく乗り切ることができた。こうして3月末には，新装なった臨床棟に戻り，再び通常の相談施設で，通常の相談活動を続けることが可能になった。ここに，改めて，丸井前学部長をはじめ，教育心理学科ならびに教育学部のスタッフ一同，さらに教育学部事務部の職員一同に対して，記して感謝の意を表すものである。

II 昭和57年度の新規受理件数

本年度の新規受理件数は，前々年84ケース，前年80ケースに比べ，約10ケースほど減少している。

表1に，その年令・性別毎の集計したものを示した。これからわかるように，就学前・小学生の年齢段階での来談者は，前年25ケースであったことから，少し増加している。そして前々年の34ケースに近づいている。これに対し，思春期（中・高校生），大学生および成人は，前年55ケースであったことから，大幅に減少している。この減少の要因はどうしたことであろうか。相談室に思春期以降の来談者が，ここ2年増加の一途をたどってきた傾向からすると一寸停滞したかに見える。

しかし，全体としてみると，幼児・児童期の年齢段階の来談者より，思春期以降の年齢段階の来談者の方が過半数を占めていることには，変りない。思春期以降の来談者の援助機関が医療機関以外は少いことからみて，当

昭和57年度名古屋大学教育学部臨床心理相談室活動報告

表1 新規受理件数

年 令 性	就 学 前		小 学 生		中 学 生 13～15	高 校 生 16～19 それ以外	大 学 生 19～	成 人	不 明	計
	0～3	4～6	低 学 年 7～9	高 学 年 10～12						
男	8	4	6	3	3	5	1	4	1	35
女	4	1	0	5	4	4	3	13	0	34
計	12	5	6	8	7	9	4	17	1	69
(%)	(17.1)	(7.1)	(8.6)	(11.4)	(10.0)	(12.9)	(5.7)	(25.7)	(1.4)	(99.9)
(%)	31 (44.2)				37 (54.3)				(1.4)	(99.9)

表2 月別受付状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件 数	5	10	7	5	4	5	3	7	8	5	7	3	69

表3 昭和57年度受付ケースの主訴の内容

乳・幼 児 童 及 び 思 春 期	自閉児（自閉傾向も含む）	5 (7.2%)	
	精神発達遅滞，言語の問題	17 (24.8)	
	情 緒 障 害	登校拒否	5 (7.2)
		緘 黙	3 (4.3)
		チック	1 (1.4)
反社会，怠学，非行		3 (4.3)	
その他の子どもの問題	10 (14.5)		
青 年 ・ 成 人	神経病，境界例	10 (14.5)	
	精神病	4 (5.8)	
	性的問題（夫婦の問題含む）	6 (8.7)	
	その他	5 (7.2)	
	計	69 (99.9)	

表4 昭和57年度受付ケースの受理段階での処遇状況

個人カウンセリング	18 (26.1%)
母子併行治療	24 (34.8)
親のカウンセリング	2 (2.9)
グループ療育	5 (7.2)
集団遊戯療法	0 (0)
ガイダンス	11 (15.9)
他機関紹介	2 (2.9)
経過観察	3 (4.3)
その他（インテーク後の中断など）	4 (5.8)
計	69 (99.9)

相談室の意義は、思春期以降の年齢段階の来談者にとって利用しやすいことを反映しているといえようか。

つぎに月別の受付状況を示したのが、表2である。例年どおり、新学期頃から5、6月、後半は秋11、12月が多い。10月に新規受理ケースが少ないのは、Iで記したように相談室の一時引越しのごたごたで、受理を少し遅延させてしまったことに因るものである。

表3に主訴の問題内容、表4に受理段階での処遇を示した。これから判るように、ケースの年齢段階が各段階に涉って多様化しており、したがって問題の内容も多様化してきているのが、ここ2、3年の傾向である。

57年度に一番多かったのは、精神発達遅滞・言語の問題であった。つぎにその他の子どもの問題および青年・成人における「神経症・境界例」が同数で続いている。逆に、ここ2年トップを示した不登校の問題は、ずっと減少している。これは登校拒否が地域社会で減少したということではなく、この年度の来談が何らかの原因で少な

かったということである。またここ3年間、コンスタントに相談のある夫婦関係の問題を含んだ性的問題も相変わらず多くみられる。

Ⅲ 昭和57年度受理ケースの 年度末での処遇状況

昭和57年度中に受理したケースのみについて、年度末での処遇状況がどうなっているかを示したのが、表5である。これからわかるように、半数以上が継続治療中である。またこの年度中に終結したケースも相当ある。

表5 57年度受付ケースの57年度末での処遇状況

	割合
継続中	36 (52.2)
ガイダンス	8 (11.6)
経過観察中	4 (5.8)
終結	10 (14.5)
中断	5 (7.2)
他機関紹介	6 (8.7)
計	69 (100.0)

なお、57年度以前から継続ケースの転帰や動向については、今回は諸般の事情で、統計が間に合わなかった。

Ⅳ リサーチ・カンファレンスについて

大学付設の相談室における相談活動は、学生の教育・訓練、研究、地域社会の住民に対する社会的責任を遂行するためのサービスという三本柱から成り立つ根拠があることは言うまでもない。リサーチ・カンファレンスは、その意味でも重要な機能を担っている。そしてこのような認識に立って、リサーチ・カンファレンスを昭和54年度に始めて、すっかり定着してきたように考えられる。リサーチ・カンファレンスの意義については、すでにこれまでの相談室活動報告に記してきたが、相談室スタッフ自身による話題提供が、まだまだ少ないといえないであろうか。

表6に、昭和57年度の主題一覧を示した。これからみてもわかるように、57年度は青年期臨床に始まって、青年期臨床に終わったかの観がある。それに、学外から招へいしての啓発的話題提供が多かったのも、この年度の特徴である。回数は10回に及んだ。臨床棟を出ての仮住居の相談室での活動状況の中で行われたものとしては、多い方であった。これも院生をはじめとしたスタッフの

表6 57年度リサーチ・カンファレンス主題一覧

	年月日	主 題	話題提供者
1	昭和57年 4月16日	青年期の精神病理	名古屋市立大 清水将之
2	5月28日	ある青年期危機症例の心理療法過程	池田博和
3	6月25日	神経性食思不振症の一症例	刈谷病院 服部孝子
4	7月23日	慢性精神分裂病者と共にあることの意味 — 症例桂さんへのかかわりを通して —	松蔭病院 渡辺雄三
5	9月24日	箱庭療法に関する基礎的研究	南山短期大 木村晴子
6	10月22日	自閉児の言語消失エピソードについて	蔭山英順
7	11月19日	重度重複障害幼児の集団療育実践	後藤秀爾
8	昭和58年 1月10日	すなお — 日本の心理療法の底にある倫理的価値 —	立教大 村瀬孝雄
9	2月25日	思春期に発症した精神障害者の母子関係 — Consensus Rorschach 法による接近 —	城野靖恵
10	3月18日	青年期とスチューデント・アパシー	名大学生相談室 土川隆史

昭和57年度名古屋大学教育学部臨床心理相談室活動報告

姿勢とニードの高さを示していると評価してよいであろう。

57年度の相談室のモットーは、池田室長のもと“生死事大 無常迅速 光陰可惜 時不待人”と格調高いものであった。しかるに、相談室内規も整備し、活動をフルに開始したところ、年度途中で先にIで特記したように臨床棟（相談室）屋上に教育学部新営工事という不可避な事態に直面してしまった。相談室は物的にも人的にも、大変な苦境に置かれてしまい、仮住居を余儀なくされた。しかし幸いに、全学部的なご協力とご援助によって、年度末には相談室の内装もすっかり整い、再びフルに活動することが可能になった。これからは、内部の充実と向上をより一層計らなければならない。

すでに新しい動きは始まっている。京大（昭和55年11月より）、九大（昭和56年4月より）、広大と東大（昭和58年4月より）の各大学では、その相談室を文部省の特別施設として認可され、公式な教育・訓練の場として位置づけてきている。この施設は医学教育における附属病院に対応するものである。わが相談室も、ようやく昭和59年度概算要求に、特別施設の認可を申請する運びになった。相談室スタッフ一同は、この新しい動きに向けて、より一層この事態を自覚し、そのために格段の努力を傾けなければならない。われわれは従来からの懸案事項もより一層推進していく所存である。

（村上英治・田畑治・池田博和）

<付表>

名古屋大学教育学部臨床心理相談室内規

(名称)

第1条 本施設は名古屋大学教育学部臨床心理相談室と称する。

(スタッフ構成)

第2条 1. 教育学部教育心理学教室臨床心理系の教官(以下、教官と呼ぶ)、職員の他に、大学院生、研究生(かつて在籍したものを含む)のうち、当相談室において相談活動を行おうとするもので、「所信表明」を行って教官の承認を得たものを、「スタッフ」と呼ぶ。
2. 学部学生は4年次から希望によって、「所信表明」を行い、教官の承認を得て、「準スタッフ」となることができる。

(相談活動の原則)

第3条 1. スタッフ、および準スタッフは、つねに臨床家としての社会的責任を自覚し、その責務に応えるよう研鑽努力すること。
2. 「守秘義務の原則」に即し、ケースの秘密保持に関しては、つねに最大の注意をもってあたること。
3. 新規スタッフ、および準スタッフは、原則として当初6カ月間はケースを担当できないものとする。

(ケース会議)

第4条 1. ケース会議(Case Conference)の日時は、金曜日午後5時30分から9時までとし、スタッフ、および準スタッフは必ず出席することとする。それ以外は参加できない。
2. 相談対象については、とくに制限を設けることなく、当相談室の能力の範囲内において受けつける。
3. ケース会議では、受理面接(インテイク)ケース、継続検討(ジョイント)ケース、終結(ターミネイテッド)ケースの検討を行い、その他の報告事項、連絡事項を含むものとする。

(スーパーヴィジョン・システム)

第5条 1. 学部卒業後の臨床経験が2年に満たないものは、ケースを担当するにあたり、必ずスーパーヴィジョンを継続的に受けること。
2. スーパーヴィジョンを行うことができるものは、学部卒業後2年以上の臨床経験を有するスタッフとする。また必要に応じ当相談室に関する適任者にもこの役割を依頼することができる。
3. 大学院博士後期課程修了、あるいはこれと同等とみなしうるもので、その後相当の臨床経験、ならびに臨床的業績を有するものは、教官によって承認された場合、「スーパーヴァイザー」の名称のもとにスタッフの一員として認められることがある。
4. スーパーヴィジョンを行うものは、担当者ととも担当ケースについての責任をおう。

(リサーチ会議)

第6条 1. リサーチ会議(Research Conference)は、ケース会議のない週の金曜日午後6時から8時までとし、スタッフ、および準スタッフは必ず出席することとする。
2. スタッブ以外にも関心をもつものは、これに参加することができる。

(グループ研究活動)

第7条 グループ研究活動を行うにあたって、それぞれの研究会メンバーには、部外者を含むこともあるが、教官がその中核としての責任をもつ。

以上

附 則 1. この内規は昭和57年4月1日から施行する。
2. この内規の改正は教官の会議によって行われる。